

# 流山市立東深井小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

## 1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的（インターネットを通じて行われるものも含む）な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つ。

### いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめはどこにでも起こりうるものと強く認識する。また、いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものであるため、いじめは決して許されるものではない。

本校は、ここに、児童等と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の宣言をする。また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題の対応に当たり 正確に丁寧な説明を行うとともに、隠蔽や虚偽の説明を行わないこととする。

## 2 いじめ防止等の対策組織

### （1）「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップをもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために「いじめ防止対策委員会」の組織を設置し、教職員全体で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。また、必要に応じて教育委員会の人材の派遣を要請する。

### （2）組織の役割

- ①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめ等に対する組織的対応の中核としての役割

### （3）組織の構成員

校長及び教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任等から構成し、随時状況に応じて柔軟に関係職員が参加することとする。

### 3 いじめ防止の取り組み

(1) いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

(2) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

- ・あいさつ運動の実施

人間関係やコミュニケーションの基本は、挨拶であることを鑑み、児童会の挨拶運動を行い、児童全体に挨拶の意識付けを行う。

- ・ふれあい活動を実施し、異学年の交流遊びを行う。

### 4 いじめの早期発見、早期対応の在り方、解消の判断方法

(1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こるため、教師は、児童の学校生活、保護者は、家庭生活の中で、児童の暴力や暴言だけでなく、人間関係や生活ぶりにも注視し（休み時間等も含む）、互いに密に連携して早期発見に努める。

(2) いじめ調査を行う。

- ・定期調査として、委員会からのアンケートや「学校生活アンケート」を活用して行う。（学期2回）

- ・いじめの疑いがある場合は各担任で実態について調査し、具体的な改善策を立てて、組織的に早期対応を進める。いじめの情報が得られた場合、速やかに管理職まで報告し、生徒指導部会やいじめ防止対策委員会を開き、対応策を協議し、対応に当たる。

- ・生徒指導部会が適時いじめ防止対策委員会を兼ねる。いじめ防止対策委員会として開く場合は議事録を作成する。

- ・いじめ防止対策委員会：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、長欠対策、教育相談主任、学年主任、スクールカウンセラー、当該児童担任

(3) いじめの解消

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間が続いていること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとすると判断される場合は、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものである。

- ・被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等により確認する。学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。

(4) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。また、相談しやすい環境を整えるため、全教員が各学年の児童に関わりを持つ機会を増やす。

○教育相談担当教諭の活用（状況により県スクールカウンセラーの活用）

○いじめ相談窓口の設置（児童：教頭、生徒指導主任、養護教諭 保護者：教頭）

○なやみごと相談委員（教頭、養護教諭）

#### (5) いじめに対する措置

- ・ いじめは「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」は加害者と同様に、いじめに加担していることと留意する。
- ・ いじめの情報をつかんだ場合、個別に面談を行うなどして、すみやかに事実の有無を確認する。（学校生活アンケート等を活用）
- ・ いじめの発見・訴えがあった場合は、必ずいじめ認知事案一覧表に記録し、教育委員会と情報を共有する。
- ・ いじめの事実が確認された場合、そのいじめ行為をやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導（具体的な記録を取って事実確認を行い、いじめに至る背景や心情の理解をする、いじめは絶対に許されないことの再確認）とその保護者への報告助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、スクールカウンセラーの活用や、一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習の措置をとる。
- ・ 加害者が被害者や通報者に圧力等をかけないように、その状況によって発覚元を知らせないなどの措置をとる。
- ・ 犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行っていく。
- ・ 教育活動の中で児童に個人情報の取り扱い方やインターネット、SNS の活用の仕方についての知識を身に付けさせる機会を設ける。また、児童が主体的に情報社会での生き方について考える活動を行っていく。

### 5 教育相談体制

- ・ 日常的に児童等との教育相談を進める。学校内組織として学年内、生徒指導部会と連携して進める。
- ・ 生活アンケート調査の後、教育相談週間を設けて児童全員との教育相談を行う。
- ・ 教育相談日の設定…毎月第1金曜日を教育相談日として保護者向けに周知する。
- ・ なやみごと相談箱の設置…校長室前になやみごと相談箱を設置し、児童からの相談を受ける。
- ・ 教頭と養護教諭をなやみごと相談窓口とし、随時児童からのなやみごとの相談を受ける。
- ・ 市、県のスクールカウンセラー等の協力、助言を得る。

## 6 生徒指導体制

- ・いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての児童等の理解を深めていくことについて活動を行う。
- ・いじめの早期発見、防止のために生徒指導部会で情報交換を行い、共通理解を図った上で多角的に確認する。
- ・いじめ事案解決に当たっては、担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応を行う。  
担任→学年主任→生徒指導主任→管理職の報連相の徹底  
いじめ防止対策委員会によるいじめ事案への対応

## 7 重大事案への対処

- ・生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、事案についていじめ防止対策委員会を開き対応する。
- ・犯罪行為として取り扱われる場合は、速やかに教育委員会及び所轄警察署等の関係機関と連携して対処する。

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
<ul style="list-style-type: none"><li>・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</li><li>・無理矢理ズボンを脱がす。</li></ul>	<b>暴行</b> (刑法第208条)
<ul style="list-style-type: none"><li>・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</li></ul>	<b>傷害</b> (刑法第204条)
<ul style="list-style-type: none"><li>・特定の人物を誹謗中傷するために、インターネット上に実名をあげて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などの悪口を書く。</li></ul>	<b>名誉毀損、侮辱</b> (刑法第230条、231条)

## 8 いじめ防止にかかわる校内研修の推進

- ・外部講師（スクールロイヤー等）を招きたいじめに関する研修を位置づけ、計画的、組織的に研修を行う。
- ・生徒指導の校外研修で学んだことを発信し、全職員でいじめ防止に取り組む。
- ・教職員は、自らの不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長する可能性を理解する。
- ・児童の自己有用感を高めるような授業作りに努める。

## 9 保護者、地域、関係機関との連携

- ・学校と保護者、地域、関係機関と常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。
- ・学校便り、ホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力をえていく。また、学校評価アンケート等を通して、校内のいじめに対する取り組みについて評価を行う。
- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」や「子どもの人権110番」等の学校以外の相談・通報窓口の存在を周知し、活用を図る。

- ・24時間子どもダイヤル（全国共通） 0120-07-8310
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
- ・子どもの人権110番（全国共通）  
千葉県法務内 月～金9：00～17：00 0120-007-110
- ・ヤングテレホン 0120-783-497
- ・千葉いのち電話（24時間） 043-227-3900
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777

- （付則） 平成26年4月1日施行
- （付則2） 平成29年3月28日改訂
- （付則3） 平成30年3月23日改訂
- （付則4） 平成30年4月10日改訂
- （付則5） 平成31年4月5日改訂
- （付則6） 令和2年4月1日改訂
- （付則7） 令和2年7月10日改訂
- （付則8） 令和3年4月5日改訂
- （付則9） 令和5年4月改訂
- （付則10） 令和5年3月改訂